長生村福祉タクシー事業実施に関する協定書

長生村（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、長生村福祉タクシー事業実施要綱（平成２８年長生村告示第３５号）（以下「要綱」という。）第３条第１項の規定に基づき、次のとおり長生村福祉タクシー事業実施に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、要綱第２条第３項第１号で規定する福祉タクシー事業の乗用旅客自動車会社及び事業所として、適正かつ円滑な実施を目的とする。

（利用の方法）

第２条　乙は、要綱第２条第１項及び第２項で規定する利用者が福祉タクシーを利用し、降車する際に、長生村福祉タクシー利用資格者証の提示を求めるとともに、利用券を受領するものとする。

（助成金等）

第３条　甲は、利用者が福祉タクシーを利用したときは、乙に対し１回の利用につき１，５００円を限度に助成金を支払う。

ただし、利用料金が助成金の限度額を超えない場合は、当該利用料金額を支払うものとする。

２　乙は、利用料金が助成金の限度額を超えた場合は、その差額について利用者から受領するものとする。

３　甲は、福祉タクシー事務手数料として、乙に対し１回の利用につき、１００円を支払う。

（助成金の請求等）

第４条　乙は、当該月の初日から末日までの福祉タクシー利用状況について、翌月の１０日までに第２条の規定により受領した利用券を添えて、要綱第６条に規定する福祉タクシー助成金及び事務手数料交付申請書（請求書）（第５号様式）により甲に提出するものとする。

（損害賠償）

第５条　乙は、この協定に関して乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

（秘密の保持）

第６条　乙は、協定を履行していく中で業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。協定を解いた後も同様とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から　　年３月３１日までとする。

２　前項に規定する期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙いずれかから申し出がない場合は、当該協定は期間満了の翌日から更に１年間更新されるものとし、その以降についても同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙双方が記名捺印のうえ、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　住　所　　千葉県長生郡長生村本郷１番地７７

長生村

氏　名　　代表者　村長　　岡　本　高　直

乙　　住　所

会社名

（事業者名）

代表者名